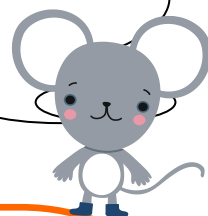


新生児聴覚検査費用の一部を助成します

新生児聴覚検査は、新生児期（出生後2日目頃）の入院中または外来で行われる検査です。

任意検査のため、費用は自費（原則医療保険の適用外）となりますが、美濃加茂市ではこの費用の一部助成をしています。



助成の対象となる条件

- ・新生児の保護者が美濃加茂市内に住所を有すること
- ・自動聴性脳幹反応検査（AABR）または耳音響放射検査（OAE）を実施していること
- ・助成申請日が、検査実施日の翌日から6か月以内であること
- ・市税等を滞納していないこと

助成額

1人につき3,000円まで

助成金の申請方法

- ①各医療機関が定める聴覚検査費用を支払い、検査を受けてください。
母子健康手帳を持参して、医療機関に検査結果を記入してもらってください。
また、領収書は必ず受け取ってください。
- ②検査実施後、下記の必要書類を保健センターへご持参ください。
※申請期限は、検査実施日の翌日から6か月以内です。

母子健康手帳

申請書「美濃加茂市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書」

新生児聴覚検査結果票

新生児聴覚検査料の領収書（原本）

※聴覚検査にかかる費用であることを領収書で確認できないときは、診療明細書等、確認できる書類の提出を求められることがあります。

振込先である銀行等の口座、名義が分かるもの（通帳など）

印鑑（スタンプ式印は不可）

助成金の支払い

申請後、書類確認や納税状況等の調査を経て、助成金の交付・不交付を決定します。
助成金は、申請者が指定した口座に振り込みます。（※振り込みには日数を要します。）

＜申請・問合せ先＞：美濃加茂市役所健康課（保健センター）
美濃加茂市太田町3431-1 TEL (0574) 25-2111（内線392）